



平成 30 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 富士古河 E & C 株式会社
代表者名 代表取締役社長 靱井 丈一郎
(コード番号 1775 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画本部長 小田 茂夫
(TEL. 044-548-4500)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款一部変更について決議するとともに、平成 30 年 6 月 22 日開催予定の第 108 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に係る議案を含む本定時株主総会付議議案の具体的内容につきましては、平成 30 年 5 月に取締役会にて決定する予定です。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後においても、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）にするとともに、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、当社株式について、5 株を 1 株に併合する株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）の実施を本定時株主総会に付議いたします。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の比率

平成 30 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日（実質上 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 9 月 30 日現在）	45,132,809 株
株式併合により減少する株式数	36,106,248 株
株式併合後の発行済株式総数	9,026,561 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合の併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 併合による影響等

本株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、その前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様が所有する当社普通株式の資産価値に変動はございません。

⑤ 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、本株式併合の効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合と同じ割合で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	72,000,000 株
変更後の発行可能株式総数	14,400,000 株

（3）併合により減少する株主数

平成 29 年 9 月 30 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	1,987 名（100.0%）	45,132,809 株（100.0%）
5 株未満	145 名（ 7.3%）	186 株（ 0.0%）
5 株以上	1,842 名（ 92.7%）	45,132,623 株（100.0%）

（注）上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみご所有の株主様 145 名（所有株式数の合計 186 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人（みずほ信託銀行㈱）までお問い合わせください。

（4）1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

（5）併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件に、平成 30 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

（1）変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 6 条を変更するとともに、上記「2. 株式併合」に記載の本株式併合を実施し、併合の割合に応じた発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 5 条を変更いたします。

なお、この定款変更は、会社法第 182 条第 2 項および第 195 条第 1 項の定めに基づき、株主総会の決議によることなく行うものといたします。

(2) 変更の内容

平成30年10月1日をもって、以下のとおり変更いたします。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>72,000,000株</u> とする。	第5条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>14,400,000株</u> とする。
第6条（単元株式数および単元未満株式につ いての権利） 1. 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とす る。 2. (条文記載省略)	第6条（単元株式数および単元未満株式につ いての権利） 1. 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とす る。 2. (現行どおり)

(3) 変更の条件

現行定款第5条の変更につきましては、本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の主要日程

取締役会決議日	平成30年3月29日
取締役会決議日（株主総会招集）	平成30年5月24日（予定）
定時株主総会決議日	平成30年6月22日（予定）
単元株式数の変更の効力発生日	平成30年10月1日（予定）
株式併合の効力発生日	平成30年10月1日（予定）
定款一部変更の効力発生日	平成30年10月1日（予定）

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は、平成30年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きとの関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成30年9月26日となります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

【ご参考】

単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式とすることです。

今回、当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指した取組みを進めており、その移行期限は平成30年10月1日とされています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年9月30日（実質上平成30年9月28日）の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数変更の効力発生（平成30年10月1日予定）の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	1,200株	1個	240株	2個	なし
例③	587株	なし	117株	1個	0.4株
例④	1株	なし	なし	なし	0.2株

- ・株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（例③、例④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、この端数株式の処分代金につきましては、平成30年12月上旬にお送りすることを予定しております。
- ・効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合（例④のような場合）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。

Q 5. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。
具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しをしてもらえますか。

A 6. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただけます。
具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 7. 株式併合は株式の資産価値に影響を与えないのですか。

A 7. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、今回の株式併合により株主様の所有株式数は5分の1となりますが、普通株式1株当たりの資産価値は5倍となります。
従って、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様が所有する当社普通株式の資産価値に変動はありません。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8. 株主様に特段のお手続きの必要はございません。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9. 次のとおり予定しております。

平成 30 年 6 月 22 日	定時株主総会開催日
平成 30 年 9 月 25 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 30 年 9 月 26 日	100 株単位での売買開始日
平成 30 年 10 月 1 日	単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の効力発生日
平成 30 年 11 月中旬	株主様へ株式併合割当通知発送
平成 30 年 12 月上旬	端数株式処分代金の支払開始

[お問い合わせ先]

単元株式数変更および株式併合に関してご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
連絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
 電話番号 0120-288-324 (フリーダイヤル)
 受付時間 平日午前9時から午後5時まで

以 上